**待遇に関する事項等の説明 （派遣登録者の皆様へ）**

派遣労働者として雇用しようとする者に対して説明が必要な事項です。

（いわゆる登録型派遣における登録状態にある方だけではなく、いわゆる常用型派遣において新たに労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合にも説明が必要です。）

**１．待遇に関する事項**

**１）派遣労働者として雇用した場合の賃金見込額**

本人の能力・経験・職歴等を考慮のうえ、雇用した場合の賃金の見込額をご記入ください。

賃金見込額については、書面の交付等による説明が必要です。

月額200,000円～250,000円

**２）想定される就業条件等について**

派遣期間：令和５年４月１日～令和５年９月３０日

就業場所：大阪市内

就業日：月 ～ 金（祝日を除く）

登録者への説明時点で想定される就業条件等の説明が必要です。

就業時間：９時 ～ 18時（休憩１時間）

教育訓練内容：○○

福利厚生:休憩室有、更衣室（ロッカー付）有

**３）労働、社会保険の加入について**

雇用保険は、週の所定労働時間が20時間以上あり、かつ、31日以上の雇用見込みがある場合、加入します。

健康保険・厚生年金保険は、１週間の所定労働時間及び１箇月の所定労働日数が一般社員の４分の３以上であり、雇用契約期間が２箇月を超える場合、加入します。

予定している派遣先（株式会社厚労商事　関西支社）の就業条件においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の各労働・社会保険にすべて加入します。

予定している派遣先がある場合は、上記の加入要件に替えて、（）内のような加入の有無の明示が必要です。

**２．事業運営に関する事項**

　別添会社パンフレットをご覧ください。

御社の概要をご記載ください。「別添会社パンフレットによる」等記載し、概要の記載された会社パンフレットを添付することも可能です。

**３．労働者派遣制度の概要**

別添「派遣で働くときに特に知っておきたいこと（派遣労働者の皆さまへ）」をご覧ください。

「派遣で働くときに特に知っておきたいこと（派遣労働者の皆さまへ）」は厚生労働省のホームページからダウンロードしていただけます。又、事業主独自のパンフレットを使用することも可能です。

労働者派遣法に改正があった場合は、改正法の内容についても説明することが求められます。

**４．キャリアアップ措置の内容**

**（１）キャリアコンサルティング相談窓口・使用方法**

**相談窓口：●●　●●　電話番号：●●―●●●●―●●●●**

**使用方法：上記の連絡先へ相談希望の旨を申し出てください。**

**（２）教育訓練の計画の内容**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **入職時～１年目** | **２年目** | **３年目** | **４年目以降** |
| **教育訓練の内容** | 1. **ビジネスマナー研修**

挨拶、言葉遣い、電話対応、メール、ビジネス文書作成等のビジネスマナーの習得1. **プログラミング基礎研修**

プログラミング業務の概要、プログラミング言語（主にＣ言語）の習得 | 1. **プログラミング設計研修**

主にＯＪＴによる簡易なシステム設計能力の習得 | 1. **プログラミング設計研修**

一定範囲内に関する全般設計業務、簡易な設計業務の指示能力の習得1. **リーダーシップ研修**

リーダーとしての役割と心構え、コミュニケーション技能、業務指示の手法 | 1. **ビジネススキル研修**

対外折衝能力・調整能力・企画提案能力1. **マネジメント研修**

目標設定、計画立案、進捗管理、コスト及びリスク管理 |
| **受講方法** | 1. 集合研修
2. ＷＥＢ研修
 | 1. ＷＥＢ研修
 | 1. ＷＥＢ研修
2. 集合研修
 | 1. 集合研修
2. 集合研修
 |

Ver2801

Ver2801